生命保険料控除証明書再発行の手続きについて

楽天生命保険株式会社

お手続きの流れ

手順 **1**

注意事項を確認してください。

お手続きにあたり、2ページの「注意事項」をご確認ください。

手順

「生命保険料控除証明書再発行請求書」にご記入いただき、本人確認書類と一緒に、市販の定型封筒に封入してください。

手順

当社ホームページより「返信用宛名書き」をダウンロードし、 封筒の表面に貼り付け、投函してください。

手順

到着した生命保険料控除証明書の内容をご確認ください。

なお、通常はお客様が書類を投函してから1週間程度で、ご登録いただいているご住所に生命保険料控除証明書が到着しますが、郵便事情等によりまして、お時間をいただく場合がございます。お急ぎの方はお電話でご連絡ください。

お問い合わせ

楽天生命保険株式会社 カスタマーセンター部 東京都世田谷区玉川1-14-1 楽天クリムゾンハウス 〒158-0094 TEL:0120-977-010(9:00~19:00土日・祝日・年末年始を除く)

1. ご依頼内容

生命保険料控除証明書の再発行

2. 生命保険料控除証明書の発行条件について

生命保険料控除証明書の再発行対象年度の1月から12月末日までに生命保険料、共済掛金の払込みを行った契約。 (1月1日~12月末日までの間に1回でも生命保険料、共済掛金の払込みがあった場合、作成対象となります。) ※年間保険料が9,000円以下の契約も作成対象となります。

※法人契約・第三者受取人契約(注1)は作成対象外となります。

(注1)保険金など受取人が契約者本人またはその配偶者もしくはその他の親族(6親等以内の血族と3親等以内の姻族)以外を受取人に指定している契約。

- ※生命保険料控除証明書は平成20年度分より作成対象となります。
- ※契約日が平成24年1月1日以降の災害保障保険は、生命保険料控除の対象外です。

3. 「生命保険料控除証明書再発行請求書」の記入および必要書類について

- (1) 内容を訂正する場合は、二重線で抹消し、訂正印(請求者欄と同一印)をご捺印ください。
- (2) ご提出いただきました個人情報は、この手続きに必要な範囲に限定して取扱われること、ならびに必要範囲内で弊社の業務委託先に提供される場合があることをご了承ください。なお、ご提出いただいた書類等の返却はいたしませんので合わせてご了承のうえ送付ください。

4. 生命保険料控除証明書の発送について

再発行した生命保険料控除証明書は、現在ご登録いただいているご住所へ発送いたします。 住所の変更がある場合は、当社お客様サービス部(0120-977-010)までご連絡ください。

5. 個人情報の利用目的について

個人情報の利用目的

弊社は、お客様から取得した個人情報を以下の目的のために利用し、特定された利用目的の達成に必要な範囲 を超えた取扱いを行いません。また、そのための必要な措置を講じます。

- ・各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ・当社事業の情報提供、運営管理、商品・サービス等のご案内・提供、維持管理、開発・充実
- その他上記業務に関連・付随する業務
- *個人情報の取扱いに関するくわしいご説明は当社ホームページwww.rakuten-life.co.jpに記載しています。 なお、ご提供いただいた書類等の返却はいたしませんので、ご了承のうえ送付ください。

楽天生命保険株式会社 御中

この度、「生命保険料控除証明書再発行の手続きについて」の「注意事項」の「5. 個人情報の利用目的について」 に同意し、生命保険料控除証明書再発行の手続きを請求いたします。

ご注意

発行した生命保険料控除証明書は、現在ご登録いただいているご住所へ発送いたします。住所変更がある場合は、 ご契約者本人より当社お客様サービス部までご連絡下さい。

1	記	入	日	平成	年	月	日
2	(代 才 会員	長)証券 [:] (証書)	番号番号				

3			フリガナ								
	請求	契約者(自著)									印
	者		生年月日	大正	昭和	平成	<u> </u>	年	月	日生まれ	
	欄	親 権 者 後 見 人 ※									印

※ご契約者様が未成年の場合には親権者(後見人が選任されている場合は後見人)の同意が必要となりますので、「親権者・後見人」欄に署名・捺印をお願いいたします。

該当の請求事項の□に☑をつけてください。「その他」の場合には、理由をご記入ください。

(楽天生命保険株式会社使用欄)

5	再 発 行 請	契	約	o	本年度分			
	請 求 種 類	種	4.2	類	□ 過去分 平成()年度~平成()年度	

再発行が必要な年度の□に□をつけてください。※生命保険料控除証明書は平成20年度分より作成対象となります。

<生命保険料控除証明書の発行条件について>

生命保険料控除証明書の再発行対象年度の1月から12月末日までに生命保険料、共済掛金の払込みを行った契約。

- (1月1日~12月末日までの間に1回でも生命保険料、共済掛金の払い込みがあった場合、作成対象となります。)
- ※年間保険料が9,000円以下の契約も作成対象となります。
- ※法人契約・第三者受取人契約(注1)は作成対象外となります。
- (注1)保険金などの受取人が契約者本人またはその配偶者もしくはその他の親族(6親等以内の血族と3親等以内の姻族)以外を受取人に指定している契約。
- ※生命保険料控除証明書は平成20年度分より作成対象となります。
- ※契約日が平成24年1月1日以降の災害保障保険は、生命保険料控除の対象外です。

〈会社用〉処理記入欄

請求書受付	処理完了	処理確認